

## 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）が定められた。

政府実行計画では、2016 年度から 2030 年度までを計画期間とするとともに、関係府省は 2013 年度を基準に、中間目標として、政府全体で 2020 年度までに 10%削減を目指すこととされた。

その中で、政府関係機関においても同様な取組が行われることが期待されていることを踏まえ、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）においても、2016 年度から 2030 年度までを計画期間とするとともに、2013 年度を基準に、中間目標として、当機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスを 2020 年度までに概ね 10%削減を目標とする実施計画を以下のとおり定める。

なお、この実施計画は、機構の取組の進捗、温室効果ガスの排出量、組織の改廃等の状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

### 1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、機構本部及び支部の事務及び事業とする。また、本計画の実施に当たっては、国の安全確保や駐留軍等労働者の労務管理に支障を来すことのないよう十分に配慮するとともに、予算面等における実情も考慮に入れた上で、計画対象期間全体を見据えて、目標の達成が図られるよう着実な取組を推進することとする。

### 2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

### 3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020 年度までに 10%削減を目指すこととする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

### 4. 個別対策に関する目標

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律

第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。)等の取組を適切に実施することで、以下の目標達成に向けて努めることとする。

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

機構の公用車については、2030 年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020 年度の中間目標として、公用車全体の概ね 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入

保有庁舎のLED照明のストックでの導入割合を、2020 年度までに概ね 50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

## 5. 措置の内容

### 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものの使用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ④ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等、設備におけるエネルギー損失の低減を図る。

### (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する等、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に努める。
- ② また、冷却性能低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

### (4) 冷暖房の適正な温度管理

業務等の性質も考慮しつつ、庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房は28度程度、暖房は19度程度）を一層徹底する。

### (5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造、費用対効果等を考慮の上、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努める。
- ② 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、可能な限り参加するよう努める。
- ③ 建築物の規模、用途、費用対効果等を考慮の上、可能な限り、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入に努める。

### (6) 太陽光発電の導入の整備方針

新築及び既存の庁舎について、規模、構造、費用対効果等を考慮の上、可能な限り太陽光発電の導入に努める。

なお、導入に当たっては、次の点にも留意する。

- ① 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果をも有効に発揮できるよう整備するものとする。
- ② 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるように配慮して整備するものとする。
- ③ 保有庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとする。

## (7) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、建築物の規模、用途、費用対効果等を考慮しつつ、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入に努める。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、建築物の規模、用途、費用対効果等を考慮しつつ、排水再利用設備の導入に努める。
- ③ 保有庁舎のトイレを更新等する場合は、節水トイレの設置に努める。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

## (8) その他

### ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては、支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 工事関係車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

### イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 建築物の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用に努める。

### ウ 施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入に努める。

### エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

## 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

### (1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置に努める。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車の導入を図る。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

## (2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置に努める。

- ① アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行等、環境に配慮した運転を図る。
- ② 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機の積極的活用により、渋滞を回避し、燃料の効率的利用を図る。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ④ 車両の用途に応じて、夏期におけるカーエアコンの設定温度を高め設定したり、ガソリンを満タンにして走行しない等、効率的利用を図る。
- ⑤ 業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

## (3) 自転車の活用

日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として自転車の積極的な活用に努める。

## (4) 小売り電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、購入する場合には、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

## (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

### ア LED照明の導入

保有庁舎のLED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
  - ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
  - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

### イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

- ① 現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。
- ② 現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に

当たっても同様とする。

#### (6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る中間目標達成に向けて、以下の措置に努める。

- ① コピー用紙等の年間使用量について、本部・支部単位など適切な単位での把握・管理を徹底し、用紙類の削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、不要となったコピー用紙については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ④ 電子メール、電子決裁、電子ファイル等、情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。

#### (7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

- ① コピー用紙、起案用紙、トイレトペーパー等の用紙については、再生紙の購入・使用を図る。
- ② 印刷物については、再生紙の使用を勧める。
- ③ 文具類等の物品について、再生材料から作られたものの購入・使用を図る。
- ④ 合法性が証明された木材又は間伐材等、温室効果ガスの排出抑制に寄与する木材や再生材料等から作られた製品を使用するよう努める。
- ⑤ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用するよう努める。

#### (8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

- ① 冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。
- ③ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。
- ④ 電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F<sub>6</sub>(六フッ化硫黄)の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

#### (9) その他

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を図る。

- ④ 購入・使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガス排出の相対的に少ないものを選択するよう努める。また、燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス等の温室効果ガス排出の相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応に努める。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。
- ⑦ 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ⑧ 簡略に包装された商品の選択・購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。
- ⑨ 庁舎から排出される生ゴミ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る中間目標及びエネルギー供給設備等での燃料使用量の削減に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置に努める。

- ① O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理の他、夏季における「クールビズ」及び冬季における「ウォームビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓・出入口の開放禁止や発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する等、冷暖房効果が上がる方策を徹底する。
- ④ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯する。
- ⑤ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑥ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑦ 給湯器へのエコノマイザー（廃熱交換機）の導入等、ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用に努める。
- ⑧ 施設規模等に応じて、庁舎へのCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑨ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

#### イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る中間目標達成に向けて、以下の措置に努める。

- ① 水栓に節水コマを設置したり、水道水圧を低めに設定する。
- ② 水漏れ点検の徹底を図る。
- ③ 公用車の洗車方法について、回数削減やバケツ利用等を極力図る。

#### (2) 廃棄物の減量

- ① 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。また、使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
- ② 廃棄に当たっては、執務室段階での分別回収を徹底するとともに、コピー機、プリンター等のトナーカートリッジについては、回収・再使用を確実に行う。
- ③ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に協力する。
- ④ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正処理を図る。
- ⑤ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

### 4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

#### (1) ワークライフバランスの配慮

業務に支障のない範囲で、定時退庁の実施による超過勤務の縮減、有給休暇の計画的な取得等、省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

#### (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化に関する意識の啓発を図るため、機構において策定している「省CO<sub>2</sub>行動ルール」の実施を周知・徹底し、職員から省CO<sub>2</sub>化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

#### (3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

### 6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

実施計画に定められた取組を円滑に推進するために、機構本部総務部長を総括実施責任者とし、本部及び各支部にそれぞれ実施責任者を置き、実施計画の推進及び実施状況の点検を行う。



## 7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

### 【機構全体】

#### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	27,847	25,844	23,667	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	317,379	296,626	279,961	-11%
電気	kg-CO2	307,491	287,494	271,197	-11%
(電気使用量)	kWh	575,568	533,563	507,272	-11%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	-	-	-	-
電気以外	kg-CO2	9,904	9,132	8,764	-31%
その他		0	0	0	-
合計		345,226	322,470	303,628	-12%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車に占める次世代自動車の割合	%	33	33	40	
公用車の燃料使用量	GJ	415	385	353	-15%
LED照明の導入割合	%	25	25	50	
用紙の使用量	t	16	18	14	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m <sup>2</sup>	89	83	80	-10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	147.2	135.7	132.5	-10%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.45	0.44	0.405	-10%

【本部】

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構  
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	3,754	4,088	3,191	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	93,698	76,757	74,958	-20%
電気	kg-CO2	93,698	76,757	74,958	-20%
(電気使用量)	kWh	178,472	144,552	142,777	-20%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	0	0	0	-
その他		0	0	0	-
合計		97,452	80,845	78,149	-20%

○主な削減対策と削減効果

(1) 機構車燃料ソフト対策

- ・機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・次世代自動車の導入
- ・定時退庁の促進

○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため会計課課長代理及び関係各課長等に対し指示する。
- (2) 会計課課長代理においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 総務部会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【三沢支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構三沢支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	515	435	432	- 16 %
施設のエネルギー使用	kg-CO2	22,062	21,518	19,982	- 9 %
電気	kg-CO2	12,602	12,655	11,468	- 8 %
(電気使用量)	kWh	22,913	22,967	20,851	- 8 %
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.550	0.551	0.550	固定
電気以外	kg-CO2	9,460	8,863	8,514	- 10 %
その他		0	0	0	-
合計		22,577	21,953	20,414	- 10 %

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・ 機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・ 蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・ 次世代自動車の導入
- ・ 定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【横田支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構横田支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	2,352	1,970	1,953	- 17 %
施設のエネルギー使用	kg-CO2	30,826	31,466	28,360	- 7 %
電気	kg-CO2	30,826	31,466	28,360	- 7 %
(電気使用量)	kWh	58,716	59,258	54,019	- 7 %
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	0	0	0	-
その他		0	0	0	-
合計		33,178	33,436	30,312	- 9 %

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・ 機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・ 蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・ 次世代自動車の導入
- ・ 定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【横須賀支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構横須賀支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	3,965	3,870	3,370	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	40,157	40,029	36,945	-7%
電気	kg-CO2	40,157	40,029	36,945	-7%
(電気使用量)	kWh	76,490	75,385	70,371	-7%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	0	0	0	-
その他		0	0	0	-
合計		44,122	43,899	40,315	-9%

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・次世代自動車の導入
- ・定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【座間支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構座間支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	3,775	3,530	3,209	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	23,857	23,262	21,662	-9%
電気	kg-CO2	23,779	23,235	21,639	-9%
(電気使用量)	kWh	45,294	43,757	41,217	-9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	78	27	23	-70%
その他		0	0	0	-
合計		27,632	26,792	24,871	-10%

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・次世代自動車の導入
- ・定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【京丹後支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構京丹後支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2015 年度	2020 年度目標	
				(15 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	1,092	977	- 10 %
施設のエネルギー使用	kg-CO2	2,745	2,634	- 4 %
電気	kg-CO2	2,729	2,620	- 3 %
(電気使用量)	kWh	5,139	4,934	- 3 %
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.531	0.531	固定
電気以外	kg-CO2	16	14	- 12 %
その他		0	0	-
合計		3,837	3,611	- 5 %

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・ 機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・ 蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・ 次世代自動車の導入
- ・ 定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理係長に対し指示する。
- (2) 管理係長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【岩国支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	2,541	2,355	2,160	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	19,849	18,847	17,958	-9%
電気	kg-CO2	19,622	18,736	17,856	-9%
(電気使用量)	kWh	35,677	34,004	32,465	-9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.550	0.551	0.550	固定
電気以外	kg-CO2	227	111	102	-55%
その他		0	0	0	-
合計		22,390	21,202	20,118	-10%

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・次世代自動車の導入
- ・定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。



## 【佐世保支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構佐世保支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	803	713	682	- 15 %
施設のエネルギー使用	kg-CO2	19,454	18,127	17,896	- 8 %
電気	kg-CO2	19,331	17,995	17,785	- 7 %
(電気使用量)	kWh	35,148	32,658	32,336	- 8 %
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.550	0.551	0.550	固定
電気以外	kg-CO2	123	132	111	- 9 %
その他		0	0	0	-
合計		20,257	18,840	18,578	- 8 %

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・ 機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・ 蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・ 次世代自動車の導入
- ・ 定時退庁の促進

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

## 【沖縄支部】

### 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	9,050	8,884	7,693	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	64,745	65,905	59,566	-7%
電気	kg-CO2	64,745	65,905	59,566	-7%
(電気使用量)	kWh	117,719	119,610	108,302	-7%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.550	0.551	0.550	固定
電気以外	kg-CO2	0	0	0	-
その他		0	0	0	-
合計		73,795	74,789	67,259	-9%

#### ○主な削減対策と削減効果

##### (1) 機構車燃料ソフト対策

- ・機構車の効率的運行やエコドライブの徹底

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。）
- ・蛍光灯の間引き、昼休みの消灯
- ・次世代自動車の導入
- ・定時退庁の促進
- ・用紙の節約のため、裏紙の使用及びタブレットの導入

##### (3) 事務所の改修等ハード対策の検討

- ・廊下・階段照明の自動点灯器の導入
- ・LED照明の導入
- ・太陽光発電等の導入

#### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は支部長とし、対策の徹底を図るため管理課長及び関係課長等に対し指示する。
- (2) 管理課長においては、毎月電気・機構車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- (3) 支部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。